

鹿角市公告第 16 号

障害者総合支援法第 51 条の 30 第 2 項の 1 の規定に基づき、障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業所の指定を次のとおり公告する。

主たる事務所	名称	特定非営利活動法人 青垣
	所在地	秋田県鹿角市花輪字柳田 4 1 番地 1
指定等事業所	名称	指定特定相談支援事業所 あおがき
	所在地	秋田県鹿角市花輪字柳田 4 1 番地 1
支援種類	指定特定相談支援事業	
指定年月日	令和 3 年 4 月 1 日	
事業の主たる対象者	身体障害者・知的障害者・精神障害者	

令和 3 年 3 月 1 日

鹿角市長 児 玉 一